

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	物価高騰対策事業(地域交通支援)	①物価高騰の影響を受け、利用者の減少や燃料費の高騰など、交通事業者の経営に多大な影響が出ている。そのため、バス・タクシー1台あたり100千円補助することで、市民の移動手段である公共交通の維持を図る。 ②③ 補助金5,300千円(うち5,300千円に交付金を充当) 貸切バス:12台、路線バス:15台、タクシー:26台 計53台 ※1事業者あたり補助上限2,000千円 ④市内の交通事業者	R8.5	R9.3
2	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	物価高騰対策事業(運送事業者緊急支援金)	①物価高騰の影響により、経営の圧迫等を受けている貨物運送事業者に対して、保有する車両台数に応じて支援金を支給することにより、運送事業者の事業継続の支援を図る。 ②③ 補助金5,900千円(うち5,900千円に交付金を充当) ・普通自動車(大型トラック等):25,000円/台×230台 ・小型自動車(小型トラック等):15,000円/台×10台 ・軽自動車(軽トラック等):10,000円/台×5台 ※1事業者あたり補助上限2,000千円 ④市内運送事業者のうち、中小企業	R8.5	R9.3
3	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対策事業(障がい者施設等物価高騰対策支援)	①物価高騰の影響下において、市内障がい者福祉施設及び事業所の運営継続を図るため、電気代や食料費等の高騰分の一部を助成する。 ②③ ○障がい者施設等物価高騰対策支援事業負担金 2,323(うち2,323千円に交付金を充当) ・通所施設:80千円×17施設=1,360・・・① ・入所施設:18千円/人×170人(5施設)=3,060・・・② ・訪問通所施設:25千円×9施設=225・・・③ ①～③計 4,645千円×1/2=2,323(市負担) ◇県が施設等へ補助金を交付した費用の1/2を市が負担するもの。 ④市内の障がい者施設	R8.4	R9.3
4	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対策事業(保育所等物価高騰対策支援)	①物価高騰の影響下において、市内保育・子育て支援施設(33施設)の運営継続を図るため、電気代や食料費等の高騰分の一部を助成する。 ②③ ・認定こども園(8施設)、事業所内保育事業所(1施設)、病児保育施設(1施設) 利用定員1名につき3千円の補助。ただし、国の公定価格臨時加算分を除く。 3千円/人×699人=850千円(臨時加算分)=1,247・・・① ・地域子育て支援拠点 30千円×3施設=90・・・② ・放課後児童クラブ 50千円×14施設=700・・・③ ①～③計 2,037×1/2=1,019(市負担)(うち1,019千円に交付金を充当) ◇県が施設等へ補助金を交付した費用の1/2を市が負担するもの。 ④市内の保育・子育て支援施設	R8.4	R9.3
5	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対策事業(高齢者施設等物価高騰対策支援)	物価高騰の影響下において、市内高齢者施設等の運営継続を図るため、電気代や食料費等の高騰分の一部を助成する。 ②③ ○高齢者施設等物価高騰対策支援事業負担金 4,337(うち4,337千円に交付金を充当) ＜県補助対象分＞(県1/2、市1/2、養護老人ホームのみ市10/10) 【対象事業所】市内介護保険サービス事業所及び施設(89事業所) ・施設系:18千円/人×238人(13事業所)×1/2=2,142・・・① ・施設系(養護老人ホーム):18千円/人×50人(1事業所)×10/10=900・・・② ・通所系:80千円/施設×13事業所×1/2=520・・・③ ・訪問系・その他:25千円/施設×62事業所×1/2=775・・・④ ①～④計 4,337 ○高齢者施設等物価高騰対策支援事業補助金 1,310(うち1,310千円に交付金を充当) ＜市独自分＞(市10/10) 【対象事業所】上記県補助対象外事業所 (13事業所) 市が設置者となっている施設、介護報酬外サービス(生きがいデイ、配食)。 ただし、上記県補助対象となっているサービスと別建物で単独運営しているものに限る。 ・施設・短期入所:18千円/人×50人(1事業所)=900・・・① ・通所系:80千円/施設×2事業所=160・・・② ・訪問系・その他:25千円/施設×10事業所=250・・・③ ①～③計 1,310 ④市内の高齢者施設等	R8.4	R9.3
6	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策事業(こども園等給食費無償化)	①物価高騰の影響下において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市内在住のこども園等に通う児童における7月以降の給食費について無償化する。(教職員等を除く) ②③ ○こども園等給食費扶助費 13,333千円①+②(うち13,333千円に交付金を充当) ・1号認定子どもに係る給食費助成 4,812,500円① 副食費+主食費徴収者 (副:4,900円+主:600円)×803人(延べ利用児童数)=4,416,500円 主食費のみ徴収者 主:600円×660人(延べ利用児童数)=396,000円 ・2号認定子どもに係る給食費助成 8,520,000円② 副食費+主食費徴収者 (副:4,900円+主:600円)×1,464人(延べ利用児童数)=8,052,000円 主食費のみ徴収者 主:600円×780人(延べ利用児童数)=468,000円 ④市内在住のこども園等に通う児童の保護者	R8.4	R9.3
7	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策事業(学校給食食料費高騰対策)	①物価高騰の影響下において食料費が高騰する中、保護者に給食費の値上げを求めることなく、給食の質と量を確保するため、学校給食センター運営委員会に対し物価上昇分を補助することで、保護者の負担軽減を図る。(教職員等を除く・給食費負担軽減交付金による支援を踏まえて基準額を超える経費に対して、交付金を充当) ②③ ○学校給食食料費高騰対策補助金 11,561千円(うち11,561千円に交付金を充当) 令和3年度と比較した高騰分である31%を給食費の値上げ相当分及びごはん代値上上昇分とし、保護者への負担軽減とする ・幼稚園:年額45,100円×43人×31%=601,183円① ・小学校:年額49,600円×1,020人×31%=15,683,520円② ・中学校(1、2年):年額54,100円×417人×31%=6,993,507円③ ・中学校(3年生):年額49,300円×207人×31%=3,163,581円④ ①～④:26,441,791円 ・給食費無償化に伴う単価改定による影響額:△14,880,900円⑤ ①～④-⑤=11,560,891円 ④市内の小中学生とその保護者	R8.4	R9.3